

REVICareer人材リストに登録できる方の要件を拡充しました！

～ 地域企業経営人材マッチング促進事業の制度の改正について ～

- 令和8年2月16日付で、REVICareer人材リストに登録できる方の要件を拡充しました。

登録要件拡充概要

【大企業要件（従業員数が2,000人超）に含める範囲の拡充】

変更前

企業「単体」で判定

※ 例えば、有価証券報告書上の「提出会社の状況」で
判定

変更後

企業「**グループ全体**」で判定

※ 例えば、有価証券報告書上の**「連結会社の状況」の合計**で判定

注) 大企業となるのは、親会社および当該親会社の連結子会社のみであることに変更はありません。

【親会社が海外に本店がある法人の日本子会社の要件緩和】

変更前

日本子会社「単体」で判定

変更後

海外の親会社の規模で判定

※ 例えば、海外の親会社が、現地の株式市場に上場している、グループ従業員数2,000人超である、が確認できれば日本子会社を大企業として認める。

注) 大企業となるのは、日本国内で法人登記を行っている日本子会社のみであることに変更はありません。

※ その他詳細な要件及び必要書類、ご登録は特設サイトでご確認をお願いいたします。

お申込みをご検討ください！　変更前制度でご登録に至らなかつた方でも再度のお申込みが可能です！

REVICareer（レビキャリ）について
 ・詳しい登録の要件を知りたい
 ・個人の登録申込をしたい
 方はこちらをご確認ください →



地域企業経営人材マッチング促進事業特設サイトをご覧ください！

事業概要、REVICareerの利用方法・登録方法、給付金制度等について最新の情報を掲載しております
 特設サイトはこちら⇒ <https://revicareer.jp/>

お問い合わせ先：株式会社地域経済活性化支援機構 REVICareer（レビキャリ）事務局
 E-mail:info-shugyo@revic.co.jp

地域企業経営人材確保支援事業給付金

REVICareer（レビキャリ）を活用して経営人材を獲得した地域企業にREVICが支給する給付金

REVICareer
レビキャリ